

介護保険事業等に関する行政評価・監視

資 料

1	介護給付サービスの種類	1
2	予防給付サービスの種類	2
3	要支援状態区分及び要介護状態区分の内容	2
4	要介護等の状態区分別の介護報酬支給限度額	3
5	要介護等認定者数と介護サービス利用者数の推移	3
6	介護給付費の推移	4
7	介護サービス従事者数の推移	4
8	全産業平均及び介護サービス従事者の離職率	4
9	全職業平均及び介護関連職種の有効求人倍率（平成19年度）	5
10	調査対象市町村による監査等の実施が契機となり返還請求がなされたもの（平成18年度）	5
11	76市町村における介護給付適正化5事業の実施状況（平成18年度）	6
12	有料老人ホームの設置数及び入居定員数の推移	6
13	無届けの有料老人ホームを把握していない都道府県	7
14	調査対象77有料老人ホームにおける各種義務規定の遵守状況	7
15	有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅との関係	8
16	高齢者専用賃貸住宅の登録件数の推移	9
17	高齢者専用賃貸住宅登録件数・有料老人ホームと同種のサービスを提供する高齢者専用賃貸住宅数等の推移（11都道府県）	9
18	登録内容と運営実態が異なっている高齢者専用賃貸住宅の例	10
19	有料老人ホームと同種のサービスを提供しながら有料老人ホームの規制が適用されない高齢者専用賃貸住宅の家賃以外の前払金の収受状況	10

1 介護給付サービスの種類

区 分		内 容	
居宅サービス	訪問サービス	訪問介護	ホームヘルパー（※1）や介護福祉士（※2）が、要介護者の居宅を訪問し、介護及び日常生活上必要な支援を行うサービス。 ※1 ホームヘルパーとは、在宅の高齢者や障害者を訪問して、介護サービスや家事援助サービス（入浴、排せつ、衣服の脱着や移動の支援）を提供する者である。 2 介護福祉士とは、身体や精神の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある人の心身の状況に応じた介護を行い、また、その人やその介護者に対して介護に関する指導を行う者である（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項）。
		訪問入浴介護	特殊浴槽を積んだ移動入浴車等により要介護者の居宅を訪問して、浴槽を提供し、看護師及び介護職員が入浴の介護を行うサービス。
		訪問看護	病院等の看護師等が、要介護者の居宅を訪問し、療養上の世話（入浴介助や清拭、食事の援助など）や診療の補助（じよく瘡（※）の処置、膀胱洗浄等）を行うサービス。 ※ 長い間病床についていたために、骨の突出部の皮膚や皮下組織が圧迫されて壊死に陥った状態。一般に床ずれという。
		訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復及び日常生活における自立を助けるために必要なリハビリを行うサービス。
		居宅療養管理指導	医師等が、通院が困難な要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービス。
	通所サービス	通所介護（デイサービス）	要介護者を老人デイサービスセンター等に通わせ、介護、日常生活上必要な支援及び機能訓練を行うサービス。
		通所リハビリテーション（デイケア）	要介護者を病院等に通わせ、心身機能の維持回復及び日常生活における自立を助けるために必要なリハビリを行うサービス。
	短期入所サービス	短期入所生活介護（ショートステイ）	要介護者を老人短期入所施設等に短期間入所させ、介護、日常生活上必要な支援及び機能訓練を行うサービス。
		短期入所療養介護	要介護者を介護老人保健施設等に短期間入所させ、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上必要な支援を行うサービス。
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設に入所する要介護者に対し、介護、機能訓練及び日常生活上必要な支援等を行うサービス。
	福祉用具貸与	要介護者に対し、車いす、ベッド、歩行支援具等の福祉用具を貸与するサービス。	
	特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	要介護者に対し、入浴又は排せつ等の用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽及び移動用リフトのつり具部分）の購入費を支給。	
	住宅改修費の支給	要介護者に対し、自宅の環境を整えるための住宅改修（手すりの取付け、段差の解消、すべりの防止、移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等）費を支給。	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所する要介護者に対し、介護、機能訓練及び療養上の世話を行う生活施設。特別養護老人ホームであって、入所定員が30人以上のもの。	
	介護老人保健施設（老人保健施設）	入所する要介護者に対し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等及び日常生活上必要な支援を行い在宅復帰を目指させるリハビリテーション施設。	
	介護療養型医療施設（療養病床等）	入所する要介護者に対し、療養上の管理、看護、介護、機能訓練等やその他必要な医療を行う長期療養施設であって、療養病床を持つ病院・診療所。	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	ホームヘルパーや介護福祉士が、夜間、巡回訪問等により要介護者の居宅を訪問し、介護及び日常生活上必要な支援を行うサービス。	
	認知症対応型通所介護	認知症である要介護者を老人デイサービスセンター等に通わせ、介護、日常生活上必要な支援及び機能訓練を行うサービス。	
	小規模多機能型居宅介護	要介護者の希望等に応じて、居宅、通所及び短期入所を組み合わせ、介護、日常生活上必要な支援及び機能訓練を行うサービス。1事業所当たりの登録定員は25人以下に限られている。	
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症である要介護者に対し、共同生活を営む住居（入居定員5人以上9人以下）において、介護、日常生活上必要な支援及び機能訓練を行うサービス。	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設（※）に入所する要介護者に対し、介護、機能訓練及び日常生活上必要な支援等を行うサービス。 ※ 有料老人ホームその他厚生労働省が定める施設であって、入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令に定められる者に限られるもののうち、入居定員が29人以下である施設。	
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、介護、機能訓練及び療養上の世話を行うサービス。特別養護老人ホームであって、入所定員が29人以下のもの。	
居宅介護支援	介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」（※1）という。）による居宅サービス計画（※2）等の作成、事業者との連絡調整・紹介等を行うサービス。 ※1 ケアマネジャーとは、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、サービス提供者との連絡調整や居宅サービス計画等の作成等を行う者である（介護保険法第7条第5項）。 2 利用するサービスの種類や内容を定めた計画。		

（注） 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 予防給付サービスの種類

区 分		内 容	
介護予防サービス	訪問サービス	介護予防訪問介護	ホームヘルパーや介護福祉士が、要支援者の居宅を訪問し、介護予防（※）を目的として、介護及び日常生活に必要な支援を行うサービス。 ※ 身体上等の障害のために日常生活における基本動作に常に介護を要すること、又は日常生活上の支障がある場合の軽減若しくは悪化の防止をいう。
		介護予防訪問入浴介護	特殊浴槽を積んだ移動入浴車等により要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として、浴槽を提供し、看護士及び介護職員が入浴の介護を行うサービス。
		介護予防訪問看護	病院等の看護師等が、要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話や診療の補助を行うサービス。
		介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的としてリハビリを行うサービス。
		介護予防居宅療養管理指導	医師等が、通院が困難な要支援者の居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理及び指導を行うサービス。
	通所サービス	介護予防通所介護（デイサービス）	要支援者に対し、介護予防を目的として、老人デイサービスセンター等に通わせ、介護、日常生活に必要な支援及び機能訓練を行うサービス。
		介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	要支援者の希望等に応じて、居宅、通所及び短期入所を組み合わせ、介護予防を目的として、介護、日常生活に必要な支援及び機能訓練を行うサービス。
	短期入所サービス	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	要支援者を老人短期入所施設に短期間入所させ、介護予防を目的として、介護、日常生活に必要な支援及び機能訓練を行うサービス。
		介護予防短期入所療養介護	要支援者を病院等に通わせ、介護予防を目的として、必要リハビリを行うサービス。
	介護予防特定施設入居者生活介護		有料老人ホーム等の特定施設に入所する要支援者に対し、介護、機能訓練及び日常生活に必要な支援等を行うサービス。
	介護予防福祉用具貸与		要支援者に対し、介護予防のために、福祉用具（手すり、スロープ及び歩行支援具）を貸与するサービス（要介護者に係る福祉用具貸与の対象となる車いす、ベッド等は、原則として、このサービスの対象外）。
	介護予防福祉用具販売		要支援者に対し介護予防のために、入浴又は排せつ等の用具の購入費を支給。
	介護予防住宅改修費の支給		要支援者に対し、介護予防のために住宅改修を行う費用を支給。
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	認知症である要支援者に対し、介護予防を目的として、老人デイサービスセンター等に通わせ、介護、日常生活に必要な支援及び機能訓練を行うサービス。	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者の希望等に応じて、介護予防を目的として、居宅、通所及び短期入所を組み合わせ、介護、日常生活に必要な支援及び機能訓練を行うサービス。	
	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症である要支援者に対し、共同生活を営む住居において、介護予防を目的として、介護、日常生活に必要な支援及び機能訓練を行うサービス。	
介護予防支援		地域包括支援センターの職員等による介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス事業者との連絡調整等を行うサービス。	

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

3 要支援状態区分及び要介護状態区分の内容

区分	内容
要支援1	要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要支援2	要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護1	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態で要支援2に該当しない状態
要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態

（注）1 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に基づき当省が作成した。

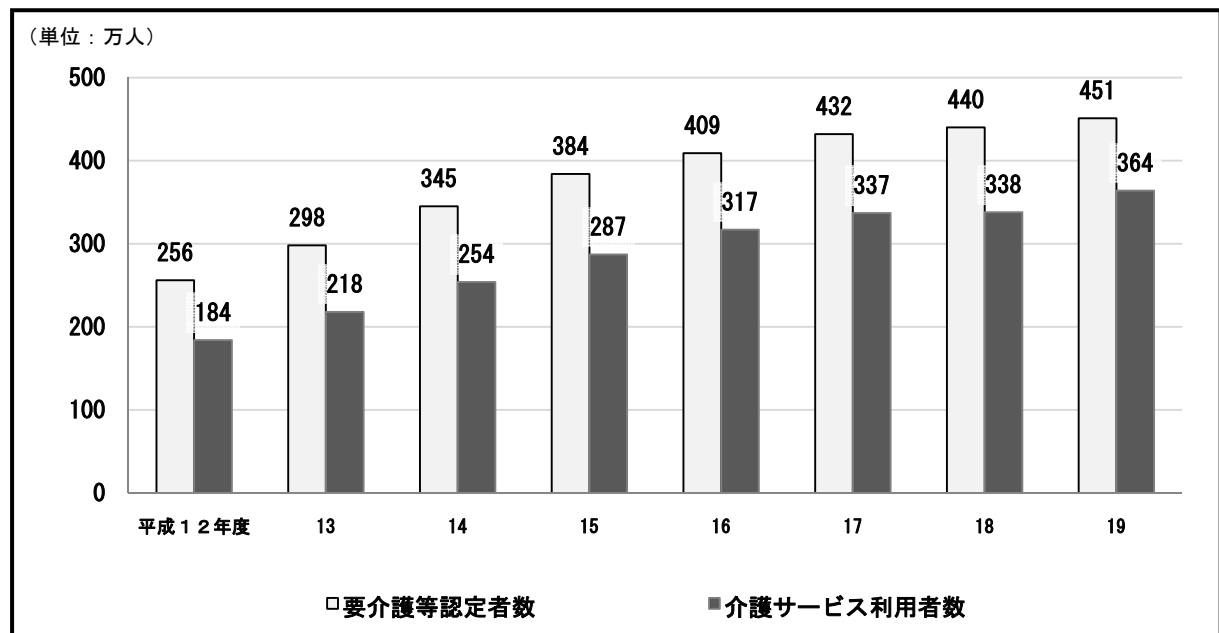
2 要介護認定等基準時間とは、認定調査の結果から、被保険者に対して行われる「入浴、排泄、食事等の介護」、「洗濯、掃除等の家事援助等」、「徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等」、「歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練」、「輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等」に要する1日当たりの時間として推計される時間である（同省令第3条）。

4 要介護等の状態区分別の介護報酬支給限度額

サービス の種類 区分	居宅サービスにおける支給限度額	施設サービス(介護福祉施設(多床室) の例)における支給限度額
要支援1	4,970 単位/月	—
要支援2	10,400 単位/月	—
要介護1	16,580 単位/月	19,170 単位/月
要介護2	19,480 単位/月	21,300 単位/月
要介護3	26,750 単位/月	23,400 単位/月
要介護4	30,600 単位/月	25,530 単位/月
要介護5	35,830 単位/月	27,630 単位/月

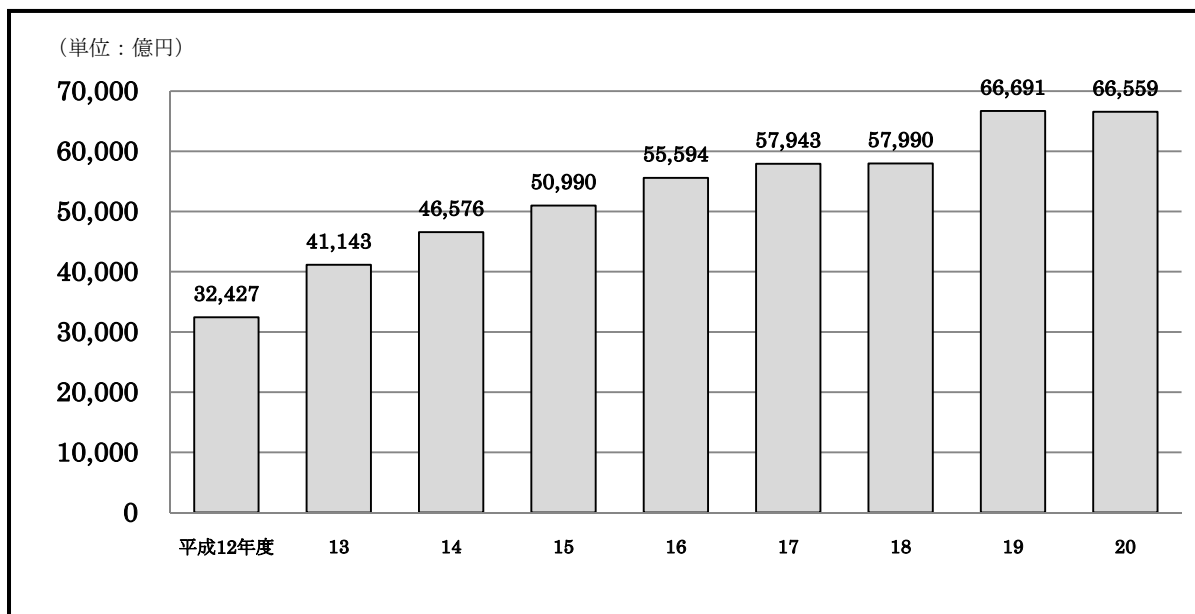
- (注) 1 「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額」(平成12年厚生省告示第33号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(12年厚生省告示第21号)に基づき当省が作成した。
- 2 介護福祉施設サービス費(多床室)については、日単位で定められているが、居宅サービスと比較するために、当省が月単位(単位/日×30)に換算したものである。
- 3 1単位は10円～10.72円(地域やサービスにより異なる。)である。
- 4 居宅サービスのうち、居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び住宅改修費の支給については、前記の限度額とは別枠でサービスを受けることができる。
- また、特定施設入居者生活介護については、前記の限度額は適用されず、別途、報酬支給基準が定められている。

5 要介護等認定者数と介護サービス利用者数の推移



- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
- 2 「要介護等認定者数」は、各年度末における値である。
- 3 「介護サービス利用者数」は、各年度の1か月平均の値である。
- 4 平成19年度の要介護等認定者数は、19年11月末の数値であり、19年度の介護サービス利用者数は、19年3月から同年11月までの1か月平均の値である。

6 介護給付費の推移



- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成12年度から18年度は実績額、19年度及び20年度は当初予算額である。

7 介護サービス従事者数の推移

(単位：万人)

区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
従事者数	107.5	119.0	134.4	152.2	169.3	188.4	196.7

- (注) 1 介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)に基づき当省が作成した。
 2 従事者数とは、上記調査において、各施設・事業所ごとに把握されている10月1日現在の従事者数の合計である。
 3 平成18年度の従事者数には、同年度から新たに設けられた介護予防支援事業所数及び地域密着型介護サービス事業所数は含まれていない。

8 全産業平均及び介護サービス従事者の離職率

(単位：%)

区分	全体	正社員	非正社員
全産業平均	16.2	13.1	26.3
介護職員	21.6	20.4	32.7
訪問介護員		18.2	16.6

- (注) 1 第1回「安心と希望の介護ビジョン」会議(平成20年7月24日開催)資料に基づき、当省が作成した。
 2 全産業平均の離職率は、「平成18年度雇用動向調査結果」(平成18年1月1日現在の常用労働者数に対する同年1月から12月の期間中の離職者の割合)による。
 3 介護職員及び訪問介護員の離職率は、「平成19年度事業所における介護労働実態調査」(平成18年9月30日の従事者数に対するその後1年間の離職者数の割合)による。

9 全職業平均及び介護関連職種の有効求人倍率（平成 19 年度）

（単位：倍）

区分		有効求人倍率
全職業平均	常用（パートタイムを含む。）	0.97
	常用（パートタイムを除く。）	0.87
	常用的パートタイム	1.30
介護関連職種	常用（パートタイムを含む。）	2.10
	常用（パートタイムを除く。）	1.53
	常用的パートタイム	3.48

（注）1 第7回介護労働者の確保・定着等に関する研究会（平成20年7月18日開催）資料に基づき、当省が作成した。

2 有効求人倍率は、職業安定業務統計（厚生労働省）による。

3 当該統計において、①常用とは、無期雇用又は4か月以上の雇用契約期間が定められている者、②パートタイムとは、所定労働時間が通常の労働者より短い者、③常用的パートタイムとは、パートタイムのうち、無期雇用又は4か月以上の雇用期間によって就労する者を指す。

10 調査対象市町村による監査等の実施が契機となり返還請求がなされたもの（平成 18 年度）

（単位：事業所、万円）

市町村名	不正受給の内容	返還請求事業所数	返還請求額
広島市	訪問介護事業所において、以下のような不正が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員としての資格のない者に訪問介護業務を行わせた。 訪問介護員が自分の同居家族に対し介護を行ったにもかかわらず、訪問介護を行ったかのように装った。 訪問介護員が実際のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装った。 	1	568
山口市	同一代表者が運営する5か所の認知症高齢者グループホームにおいて、人員配置基準を満たさないまま運営しているにもかかわらず、人員基準を満たさない部分も含めて介護報酬請求、虚偽報告が行われていた。人員不足期間が5年5か月に及んでいる事業所もあることから、不正請求額が多大なものとなっている。	5	16,670
計		6	17,238

（注）当省の調査結果による。

11 76市町村における介護給付適正化5事業の実施状況（平成18年度）

5事業の内容	事業実施市町村数	
		うち過誤調整の実績のある市町村数
①認定調査状況チェック	17 (22.4%)	0 (0.0%)
②ケアプランの点検	37 (48.7%)	6 (16.2%)
③住宅改修、福祉用具実態調査	20 (26.3%)	2 (10.0%)
④医療情報との突合、縦覧点検	42 (55.3%)	27 (64.3%)
⑤介護給付費通知	49 (64.5%)	2 (4.1%)

(注) 1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 「事業実施市町村数」欄の()内は、調査対象とした76市町村に占める「事業実施市町村数」の割合を示す。

3 「うち過誤調整の実績のある市町村数」欄の()内は、「事業実施市町村数」に占める「過誤調整の実績があった市町村数」の割合を示す。

① 認定調査状況チェックは、事業者へ委託して行っている認定調査が適正に行われているかをチェックする取組である。

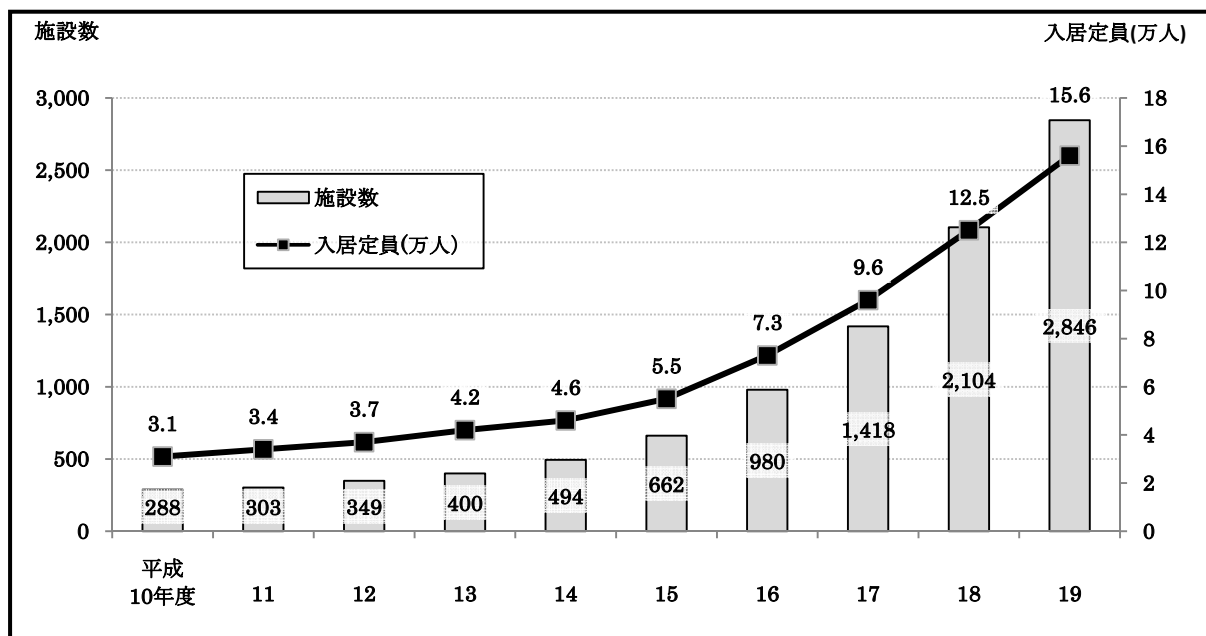
② ケアプランの点検は、ケアプランの内容について第三者が点検、評価する取組である。なお、「ケアプラン」とは、居宅サービス計画等の総称である。

③ 住宅改修等の点検は、住宅改修費・福祉用具購入費の支給に関して、個別の利用者宅を訪問し、実態を確認・評価する取組である。

④ 医療情報との突合は、介護給付費請求情報と老人医療等医療情報を突合して、請求内容の点検を行う取組であり、縦覧点検は、被保険者ごとに複数月の給付状況等を点検する取組である。

⑤ 介護給付費通知は、介護サービス利用者へ介護給付費を定期的に通知する取組である。

12 有料老人ホームの設置数及び入居定員数の推移



(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成10年度は4月1日現在、その他の年度は各年7月1日現在の数字である。

13 無届けの有料老人ホームを把握していない都道府県

(単位：施設)

都道府県名	未把握施設数	内 容
東京	3	高齢者専用賃貸住宅として登録されている施設のうち、有料老人ホームとしての届出が必要な3施設について、都の有料老人ホーム所管部局が把握していなかった。
愛知	5	i) 高齢者専用賃貸住宅として登録されている施設のうち、有料老人ホームとしての届出が必要な4施設、ii) 有料老人ホームとしてインターネット上に掲載されている1施設について、県の有料老人ホーム所管部局が把握していなかった。
広島	5	i) 実地調査を行った廿日市市が把握している2施設、ii) 当省が施設のホームページから情報を得た3施設について、県の有料老人ホーム所管部局が把握していなかった。
福岡	2	高齢者専用賃貸住宅として登録されている施設のうち、有料老人ホームとしての届出が必要な2施設について、県の有料老人ホーム所管部局が把握していなかった。
長崎	2	実地調査を行った島原広域組合（地域包括支援センター）が把握している通所介護事業所に併設している高齢者向けの居住施設で、食事、介護等のサービスを提供している施設のうち2施設について、県の有料老人ホーム所管部局が把握していなかった。
計	17	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 未把握施設数は、平成19年4月1日現在のものである。

14 調査対象77有料老人ホームにおける各種義務規定の遵守状況

(単位：施設)

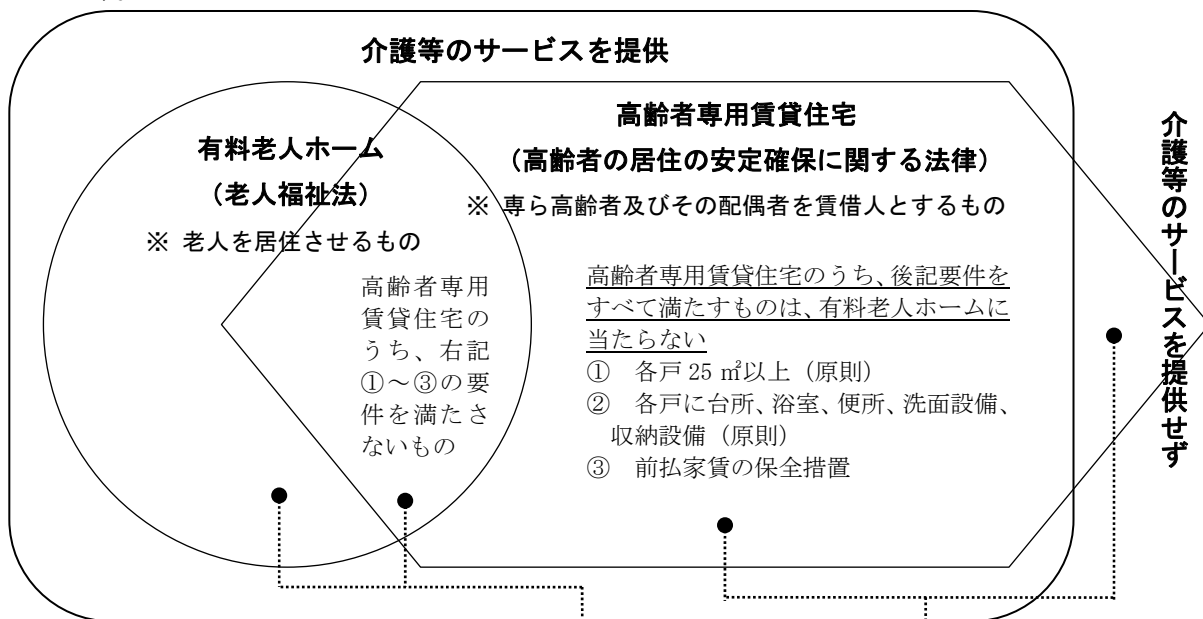
区 分	施設数 (77)		平成18年度に立入検査が行われた施設	
	届出(63)	無届け(14)		
帳簿の作成及び保管が不適切	3	3	0	1
重要事項説明書が未作成	12	1	11	1
前払金の保全措置を講じていない	4	4	0	0
計	19	8	11	2

(注) 1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 前払金の保全措置が義務付けられている施設は、調査対象77施設中16施設（いずれも届出施設）である。

15 有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅との関係

<定義>



<主な規制>

区分		老人福祉法	高齢者居住安定確保法
都道府県知事による指導権限	報告徴収、調査、立入検査の実施	○	— (一部例外あり(注3))
	入居者に対し不当な行為をした場合等における改善命令	○	— (一部例外あり(注3))
	登録住宅の管理に関し必要な助言又は指導	—	○
	登録内容に虚偽があった場合の訂正の指示	—	○
	前記指示に違反した場合の登録の取り消し	—	○
事業者の遵守事項	便宜供与、苦情の内容等に関する帳簿の作成、保管義務	○	—
	重要事項説明書による情報開示義務	○	—
	前払金の保全義務	○	— (ただし、終身賃貸事業者の認可を受ける場合には前払家賃の保全が必要)
	高齢者の入居拒否、不当な賃貸条件の禁止	—	○
その他	※このほか、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」で、構造設備、職員の配置、施設の管理運営等に関する事項が示されている。		

(注) 1 老人福祉法及び高齢者居住安定確保法等の規定に基づき当省が作成した。

なお、前記のほか、介護サービスに関しては介護保険法に基づく都道府県知事等の指導監督が、賃貸住宅の契約に関しては宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規制が適用されている。

- 2 「介護等」とは、食事の提供、入浴、排せつ又は食事等の介護、洗濯・掃除等の家事及び健康管理をいう。
- 3 高齢者に配慮した設計・設備の住宅を整備することを目的として設備整備費や家賃に関して国土交通省から補助金を受けることのできる高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定を受けた事業者及び終身賃貸事業者の認可を受けた事業者については、都道府県知事に報告徴収及び改善命令の権限がある(高齢者居住安定確保法第37条、第39条、第70条及び第72条)。

16 高齢者専用賃貸住宅の登録件数の推移

(単位：件、戸)

区 分	平成 18 年 3 月末	19 年 3 月末	20 年 3 月末
登録件数	98(100)	406(414.3)	783(799.0)
登録戸数	2,331(100)	9,986(428.4)	18,794(806.3)

- (注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。
 2 () 内は平成 18 年 3 月末を 100 とした指数である。

17 高齢者専用賃貸住宅登録件数・有料老人ホームと同種の介護等のサービスを提供する高齢者専用賃貸住宅数等の推移 (11 都道府県)

(単位：件、%)

区 分	登 録 件 数		
	平成 18 年 3 月末	19 年 3 月末	20 年 3 月末
登 録 件 数	70(100)	202(100)	368(100)
うち介護等のサービスを提供	33(47.1)	124(61.4)	237(64.4)
有料老人ホームの規制が適用	16(22.9)	55(27.2)	88(23.9)
有料老人ホームの規制が不適用	13(18.6)	50(24.8)	123(33.4)
前記の判断ができないもの	4(5.7)	19(9.4)	26(7.1)

- (注) 1 11 都道府県 (北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、広島、香川、福岡) において平成 20 年 4 月 24 日現在で登録されている高齢者専用賃貸住宅の登録年月日に基づき当省が整理したものである。
 2 「有料老人ホームの規制が適用」とは、登録内容と有料老人ホームの規制が適用されないとされている要件 (平成 18 年厚生労働省告示第 264 号) を照らし合わせて当省が整理したものである。

なお、「前記の判断ができないもの」とは、登録事項の一部が登録されていないことから有料老人ホームの規制が適用されるか否かの判断ができなかったものである。

18 登録内容と運営実態が異なっている高齢者専用賃貸住宅の例

区分（延べ件数）	概要
居室面積が異なるもの（1件）	各戸の居室面積を記載することとされている「賃貸住宅の規模」の欄に全戸合わせた広さが記載されている。
家賃及び共益費の概算額が異なるもの（5件）	「家賃及び共益費の概算額」の金額に、共益費を除いた家賃のみの金額が記載されている。
敷金の金額が異なるもの（2件）	同一建物内に高齢者専用賃貸住宅と一般向け賃貸住宅が混在しているものについて、敷金の金額を一般向け住宅を含めた金額で記載している。
前払金の金額等が異なるもの（3件）	入居者の選択により入会金（1,260万円）を支払うと月々のサービス利用費の軽減等が図られる仕組みがあるものの、当該事項は登録事項に記載されていない。
前払家賃の金額等が異なるもの（3件）	入居一時金として記載されている金額（450万円）が、賃貸借契約書上は「前払賃料」とされている。 また、前払家賃の保全の義務があるにもかかわらず、賃貸契約書では「希望があればこれに応じる」（手数料は入居者負担）とされており、入居者に保全を希望する者はなく、事実上、保全措置は講じられていない。
前払家賃の有無が異なるもの（1件）	登録上は「前払家賃の概算額」の欄に金額の記載があるが、事業者は、月々の家賃を前月に徴収していることをもって前払家賃があると解釈していたものであり、正しくは「なし」となる。
住宅の構造又は設備が異なるもの（3件）	「介助を考慮した広さの浴室」の欄に「×」が記載されているが、実際には設置されており、「○」となる。
サービスの提供内容が異なるもの（3件）	登録上は「入浴、排せつ又は食事の介護」や「食事の提供」の有無について「○」としているが、実際には提供されておらず、入居者（要介護者）が必要に応じて個別に契約することとなっており、正しくは「×」となる。
登録が二重に行われていたもの（1件）	入居一時金の金額変更の際に、変更登録をすべきところを新規に登録した結果、同じ物件について2件の登録がなされている。

（注） 当省の調査結果による。

19 有料老人ホームと同種のサービスを提供しながら有料老人ホームの規制が適用されない高齢者専用賃貸住宅の家賃以外の前払金の收受状況

（単位：件、％）

区分	高齢者専用賃貸住宅数(%)
前払金の收受なし	50(40.7)
前払金の收受あり	73(59.3)
10万円未満	15(12.2)
10万円以上100万円未満	32(26.0)
100万円以上500万円未満	19(15.4)
500万円以上	7(5.7)
計	123(100)
前払金の最高金額	1,575万円

（注） 1 本表における「高齢者専用賃貸住宅数」とは、高齢者専用賃貸住宅として登録されている建築物の数であり、11都道府県（北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、広島、香川、福岡）における平成20年4月24日現在で登録されている高齢者専用賃貸住宅の登録年月日に基づき当省が整理したものである。

2 居室によって前払金の金額に幅がある場合には、高い金額に基づき集計した。